

セーフティネット1号認定【連鎖倒産防止】について

申請者所在地

☐ 個人の場合は主たる事業所、法人の場合は本店が和歌山市にあること。

(和歌山市外に主たる事業所や本店所在地がある場合は、和歌山市にセーフティネット1号認定の申請を行うことができませんのでご注意ください。)

要件

次のいずれかに該当すること。

【イ】 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。

【ロ】 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

※取引依存度については、申請事業者全体の年間売上高に占める、当該事業者へ譲渡した売掛債権額等の割合によりご判断下さい。

※詳細については下記HPをご確認ください。（中小企業庁HP）

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html

提出書類（法人の場合）

☐ 第1号認定申請書 1通（指定様式）

※金額は円単位で記入してください。

※認定申請書の氏名欄については、自筆される場合は押印不要です。

自筆ではない場合（印字やゴム印等）は押印してください。

☐ 商業登記簿履歴事項全部証明書（写し） 1通

※発行から3ヶ月以内、認証文および登記官の印があるものに限る。

☐ 許認可登録業種の場合、許認可登録証等の写し

☐ 【要件イの場合】

・再生手続開始申立事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有していることが証明できる資料（売上台帳・請求書・試算表の写し等）

【要件ロの場合】

・再生手続開始申立事業者に対して売掛金債権等を有していることが証明できる資料（売上台帳・請求書・試算表の写し等）

・当該取引期間の試算表及び当該事業者に対する取引依存度が20%以上であることを証明できる資料（売上台帳の写し等）

※売掛金債権等を有していることが確認できない場合、裁判所からの通知書等を追加で求めることがあります。

☐ （代理申請の場合のみ）委任状（指定様式）

提出書類（個人事業者の場合）

- ☐ 第1号認定申請書 1通（指定様式）

※金額は円単位で記入してください。

※認定申請書の氏名欄については、自筆される場合は押印不要です。

自筆ではない場合（印字やゴム印等）は押印してください。

- ☐ 直近の確定申告書の写し

- ☐ 許認可登録業種の場合、許認可登録証等の写し

- ☐ 【要件イの場合】

・再生手続開始申立事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有していることが証明できる資料（売上台帳・請求書・試算表の写し等）

- 【要件ロの場合】

・再生手続開始申立事業者に対して売掛金債権等を有していることが証明できる資料（売上台帳・請求書・試算表の写し等）

・当該取引期間の試算表及び当該事業者に対する取引依存度が20%以上であることを証明できる資料（売上台帳の写し等）

※売掛金債権等を有していることが確認できない場合、裁判所からの通知書等を追加で求めることがあります。

- ☐ （代理申請の場合のみ）委任状（指定様式）

注意事項

- ☐ 本認定書とは別に、取扱金融機関及び和歌山県信用保証協会による金融審査がありますので、本認定書があることにより、必ずしも融資を受けることができるものではありません。

- ☐ 本認定書の有効期限は発行日から30日間となります。有効期限を過ぎてからの信用保証申込みにはご利用いただけません。再申請される場合は、申請日時点における最新の状況にてご申請ください。

【問合わせ先】

和歌山市 商工振興課

中小企業支援班（市役所本庁舎10階、TEL：073-435-1233）